

---

プロジェクト	のれん及び減損
項目	12 月の ASAF 会議への対応

---

## 本資料の目的

1. 2018 年 12 月 6 日及び 7 日開催予定の会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議において、のれん及び減損の研究・プロジェクトが取り上げられる予定である。
2. 本資料は、ASAF 会議における、のれん及び減損研究・プロジェクトに関連する議題のアジェンダ・ペーパー内容をご説明したうえで、ASAF メンバーへの質問事項に対する ASBJ 事務局の発言案を検討することを目的としている。

## アジェンダ・ペーパーの内容

3. 2018 年 12 月開催の ASAF 会議では、ASAF メンバーに対して次の事項に関するアドバイスを求められている。
  - (1) 直近の資本市場諮問委員会 (以下「CMAC」という。) 会議及び世界作成者フォーラム (以下「GPF」という。) 会議で議論された項目
    - ① 企業結合に関するより良い開示の識別
    - ② 分析において、投資家がどのようにのれんの帳簿価額を使用しているか
  - (2) のれんの償却を再導入すべきか
  - (3) 投資家が、企業の成果 (results) からのれん及び特定の償却費の影響を取り除く上で助けとなる可能性がある他の開示のアイデア

## CMAC 会議及び GPF 会議で議論された項目

4. 2018 年 11 月に開催された CMAC 会議及び GPF 会議では、次の項目について、CMAC メンバー及び GPF メンバーの見解が求められた (CMAC 会議及び GPF 会議のアジェンダ・ペーパーの概要及び CMAC メンバー及び GPF メンバーからのフィードバックの要約は、別紙を参照。)
  - (1) 企業結合 (取得) が行われた年度における既存の開示の的を絞った改善

- (2) 企業結合の事後的な業績に関する追加の開示
- (3) 投資家の分析におけるのれんの帳簿価額の使用（CMAC 会議のみ）

## のれんの償却の再導入

### （のれんの事後の会計処理の目的）

- 5. これまでのリサーチから、のれんの減損テストについて主として次のことが確認された。
  - (1) シールディング（取得企業の未認識の自己創設のれんがあるために、被取得企業ののれんの減損損失が覆い隠されること）は、減損テストのモデルの有効性を限定的なものとする。また、減損テストは、取得したのれんを直接、対象としていない。
  - (2) その結果、次のことが生じ得る。
    - ① のれんの減損損失の認識が遅すぎる可能性がある。
    - ② のれんの帳簿価額が財政状態計算書にいつまでも残り続ける可能性がある。
- 6. 前項から、取得したのれんの事後の会計処理の目的は、「取得したのれんの帳簿価額を、企業結合から生じた便益が費消されるに従いゼロまで減少させること」とすべきか否かが論点となっている。

### （償却を支持するものとして考えられる主張）

- 7. IASB スタッフは、のれんの償却について次のような主張が考えられるとしている。
  - (1) 取得したのれんは、時の経過とともに自己創設のれんによって置き換えられる可能性がある。
  - (2) 取得したのれんの原価は、のれんが費消される期間にわたって配分すべきである。
  - (3) 取得したのれんの帳簿価額について、自己創設のれんを表している又は減損テストが有効でないといった懸念がある。
  - (4) 一方、資金生成単位（以下「CGU」という。）又はCGU グループに含まれるのれんの会計単位とは何か、「取得したのれん」は独立した会計単位と考えなければ

ばならないかという論点もある。

8. IASB スタッフは、取得したのれんの事後の会計処理の目的が、取得したのれんの帳簿価額をゼロまで減少させることであるとした場合、のれんの償却は、当該目的を達成する最も簡素（simple）かつ費用対効果の高い方法となる可能性があるとしている。

**（償却を再導入する場合に対処しなければならない論点）**

9. IASB のスタッフは、仮にのれんの償却を再導入する場合、次のような論点に対処しなければならないとしている。
- (1) のれんの耐用年数をどのように考えるのか
  - (2) のれんの償却方法をどのように考えるのか
  - (3) 耐用年数を確定できない無形資産の償却をどのように考えるのか
10. IASB スタッフは、企業結合の経済効果を反映する方法でのれんの耐用年数及びのれんが費消されるパターンを決定することは困難であり、また重要な論点であると考えているとしている。

**他の開示のアイデア**

11. IASB スタッフは、投資家が、企業の成果（results）からのれん及び特定の償却費の影響を取り除く上で助けとなるよう、次のような開示案を検討している。
- (1) 企業が次のいずれも認識していなかった場合に報告したであろう資本（equity）の金額の開示
    - ① のれん
    - ② 仮に自己創設されていた場合には認識されなかったであろう、取得した無形資産
  - (2) (1)の資産について償却及び減損損失を除いた場合に企業が報告したであろう純損益の開示
12. IASB スタッフは、前項の開示 p 案のメリット及びデメリットについて、次のように分析している。

メリット

- (1) オーガニックに成長する企業と、企業結合（取得）を通じて成長する企業との比較をしやすくするための情報を利用者に提供する。
- (2) 財政状態計算書におけるのれんの帳簿価額に対する懸念を有する関係者に対して、のれんの認識から生じる企業の資本の金額に関する開示を提供する。
- (3) 作成者にとって重大なコストの追加とならない。

デメリット

- (4) 投資家は既に当該情報を利用可能であるため、開示は必要ない。
- (5) 必要となる調整の範囲を決定することが困難である。
- (6) 企業結合の会計処理そのものが誤っていると捉えられる可能性がある。

**ASAF メンバーに対する質問事項**

13. 2018年12月開催のASAF会議におけるASAFメンバーへの質問事項は、次のとおりである。

CMAC 会議及び GPF 会議で議論された項目

- (1) CMAC 及び GPF によって議論された論点に関してアドバイスはあるか。

のれんの償却

- (2) 取得したのれんの事後の会計処理の目的は、取得したのれんの帳簿価額を、企業結合からの便益が費消されるにつれてゼロまで減少させることである、との考え方に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (3) (のれんを償却しない結果として) のれんの帳簿価額の一部に自己創設のれんの価値が反映される場合、(のれんを償却する結果として) 当初取得したのれんの価値のみがのれんの帳簿価額に反映される場合と比べて、意思決定有用性が損なわれると考えるか。
- (4) のれんの帳簿価額をゼロまで減少させるという目的を達成する上で、のれんを償却することが最善の方法であると考えてるか。
- (5) 企業結合の経済効果を反映するようにのれんの耐用年数及びのれんが費消されるパターンを決定することは実務上可能と考えるか。

- (6) のれんの耐用年数は何を表すべきであると考えるか（例えば、回収期間（pay-back period）、有形固定資産が費消される期間など）。

#### 他の開示のアイデア

- (7) 本資料の第 11 項に記載した他の開示案についてコメント又はフィードバックはあるか。

## ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案

14. ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案は次のとおりである。

#### 全般的なコメント

- (1) 我々は、のれんの償却の再導入、並びにのれん及び企業結合に関する開示の改善について、IASB ボードが本リサーチ・プロジェクトにおける議論の対象に含めることを暫定合意したことを歓迎している。
- (2) これらの論点は、いずれも議論の目的、想定される論点、考えられる解決策について、関係者の見解を幅広く収集することが重要であると考えている。それゆえ、IASB が選好する具体的なアプローチを特定するために的を絞った情報収集を行うのではなく、関係者の見解をより包括的に収集できるようなディスカッション・ペーパーがより早期に公表され、より効果的かつ効率的に本リサーチ・プロジェクトにおける検討が進むことを望んでいる。

#### CMAC 会議及び GPF 会議で議論された項目

- (3) IASB スタッフによって検討されている追加的な開示は、仮に財務諸表利用者に提供される場合には、財務諸表利用者のニーズを満たす情報の提供に繋がる可能性があることは理解できる。
- (4) 一方、追加的な開示要求を検討する際には、想定される目的を達成する情報を提供することの実行可能性と、作成者のコストに対する慎重な分析が必要であると考えている。例えば、GPF メンバーからのフィードバックに含まれている作成者の懸念（本資料の別紙第 13 項及び第 14 項）に示されているような懸念は、我が国の作成者からも聞かれている。
- (5) また、本資料の別紙第 6 項に示されているような企業結合の事後的な業績に関する情報について IASB スタッフによって検討されている開示は、取得した事

業の将来の業績に関する予測又は仮定に関する情報を含むものであることから、財務諸表の注記として開示が要求されるべき事項であるのか、又は、例えば経営者による説明に含めて提供されることが推奨されるべきものであるかについても検討が必要と考えられる。

### のれんの償却の再導入

- (6) 我々は、のれんの償却の再導入を支持しているが、「取得したのれんの事後の会計処理の目的は、取得したのれんの帳簿価額を、企業結合からの便益が費消されるにつれてゼロまで減少させることである」という表現には違和感がある。我々は、取得したのれんは最終的に価値がゼロになると考えており、これを忠実に表現すれば結果として取得したのれんの帳簿価額はゼロになると考えているものの、帳簿価額をゼロまで減少させることそれ自体が目的ではないと考えている。
- (7) また、我々は、自己創設のれんの認識を禁止する IAS 第 38 号「無形資産」における原則は、会計基準を支える基本的な考え方であり、当該原則を遵守することが重要であると考えている。取得したのれんの帳簿価額の一部が自己創設のれんに置き換わるにすぎないという主張は、限定的であったとしてもこの基本的な考え方に反しており、支持できない。
- (8) 2017 年 7 月の ASAF 会議において ASBJ が提出したアジェンダ・ペーパー<sup>1</sup>にも記載のとおり、ASBJ は従来より、取得したのれんの価値の減少について、償却を通じて各報告期間の純損益に反映させることで、財務諸表利用者に対して企業結合後の企業の業績に関する有用な情報を提供することから、償却及び減損モデルを支持している。
- (9) 同アジェンダ・ペーパーにおいて、ASBJ は、のれんの償却期間に関する ASBJ の予備的見解として、会計基準設定主体が一律に適用される償却期間を定めるよりも、経営者の見積りに基づく情報が有用であり、それゆえ、経営者が償却期間を決定するための原則を開発することが重要と考えられる旨の予備的見解を示した。
- (10) 同アジェンダ・ペーパーでは、現行及び過去に公表されていた会計基準、過去のリサーチ、利用者の見解などを踏まえて、のれんの償却期間を決定するための原則を検討し、予備的見解として、将来の正味キャッシュ・インフローが企業結合により増加すると見込まれる期間に関する経営者の見積りに基

---

<sup>1</sup> アジェンダ・ペーパー『「too little, too late」の問題への対処として考えられるアプローチ』(<https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/asaf/y2017/2017-0706/2017-0612.html>)

づく償却期間の見積りを行う方法を提示するとともに、償却期間に上限を設ける可能性に言及していた。また、償却期間の上限について、複数の学術論文の研究結果なども踏まえた考察を含めていた。

- (11) 現行の日本基準では、効果の及ぶ期間にわたりのれんを償却することを要求しているが、我が国の作成者から、実務において、効果の及ぶ期間に基づく償却期間の決定が不可能であるとの見解は聞かれていない。ただし、償却期間の決定のための原則の開発は、のれんの償却を再導入する場合に最も重要かつ困難な論点であることも理解しているため、ディスカッション・ペーパーにおいて、一律に適用される償却期間を定める案を含めた議論が行われることは否定しない。

#### 他の開示のアイデア

- (12) 本資料第 11 項の(1)及び(2)で提案されている開示は、それぞれの提案の開示の目的が必ずしも明確ではなく、何のためにのれん及び特定の償却費を取り除く必要があるのかを明確にしたうえで、必要となる開示を検討することが必要と考える。
- (13) また、本資料第 12 項(4)にも記載のとおり、提案された開示が、投資家が既に利用可能な情報であるならば、情報の有用性は限定的であるため開示を要求する必要はないと考えられる。

#### ディスカッション・ポイント

アジェンダ・ペーパーの内容及び ASBJ 事務局の発言案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以上

## CMAC 会議及び GPF 会議のアジェンダ・ペーパーの概要及び CMAC メンバー及び GPF メンバーからのフィードバックの要約

### CMAC 会議及び GPF 会議のアジェンダ・ペーパーの概要

1. IASB ボードは 2018 年 7 月の IASB ボード会議で、投資家が次の点を評価することを可能にする開示の改善を追求することを暫定決定した。

- (1) 経営者にとっての企業結合の合理性
- (2) 取得した事業の取得後の業績が取得時に期待されたとおりなのかどうか

#### (IFRS 第 3 号の開示目的の考えられる改善)

2. IASB スタッフは、前項に識別された改善に関連し、IFRS 第 3 号の既存の開示目的について次の考えられる改善を提案することを検討している。

(1) 当報告期間中に生じた企業結合について、取得企業は財務諸表の利用者が次のことを理解することが可能となるような情報を開示しなければならない。

- ① 企業結合の戦略的合理性及び主要な目標
- ② 企業結合日に企業が識別した、当該主要目標の達成度合いの評価に使用する要因

(2) 過去の報告期間中に生じた企業結合について、取得企業は財務諸表の利用者が次のことが可能となる情報を開示しなければならない。

- ① 企業結合日に識別した主要目標の達成度合い評価要因によって測定した、過去の企業結合の主要目標の達成度合いの評価

#### (IFRS 第 3 号の考えられる改善後の開示目的を満たす追加の開示要求)

##### 企業結合の実施年度における既存の開示要求の的を絞った改善

3. IASB スタッフは、前項(1)の開示目的を満たすため、取得日時点の追加の開示要求として次の 4 つの項目を検討している。

- (1) 企業結合の戦略的合理性に関する定性的説明（企業結合の主要目標を含む）
- (2) 認識したのれんの金額を裏付ける、個々の要因の金額又は金額の範囲（例えば、企業結合によって期待されるシナジーの定量的な評価額及び当該シナジーを



達成するために見込まれるコストに関する開示)

- (3) キャッシュ・フローが財務活動に分類される、取得日に引き受けた負債の区分開示
- (4) 報告期間の連結包括利益計算書に含まれる、取得日以後における被取得企業の収益及び純損益

**企業結合の事後的な業績に関する追加の開示**

- 4. IASB スタッフは、第3項(2)の開示目的を満たすための企業結合に関する新たな情報（取得した事業の取得後の業績に関連する開示）について、既存の IFRS 第3号の開示要求では提供されない追加の開示要求を次のように検討している。
  - (1) 将来の期間における、企業結合の主要目標の達成度合いを評価するために、経営者がどのような要因を使用するか
  - (2) 企業結合後の報告期間について、経営者が取得日に決定した主要な目標の達成度合いを評価するために使用する要因についての測定値
- 5. IASB スタッフは、前項(1)の追加の開示を行う方法について、次の2つの方法を検討している。
  - (1) 内部報告用に、経営者が主要目標の達成をどのように評価しているかによる方法（IASB スタッフの現在の提案）
  - (2) 特定の測定値（measure(s)）の開示を要求する方法
- 6. IASB スタッフは、将来の期間における、企業結合の主要な目標の達成度合いを評価するために経営者が使用する要因（又は、特定の開示要求）の例として、次を示している。
  - (1) 達成することが期待されるシナジーの金額を見積り、取得後の期間に当該シナジーの達成をモニタリングする。
  - (2) 取得日における企業結合のキャッシュ・フローの予測を、取得後の期間の実際のキャッシュ・フローと比較する。
  - (3) 取得日における財務上又は営業上の KPI に関する目標を設定し、取得後の期間にモニタリングする。
  - (4) 取得日における企業結合の投資回収期間を見積り、取得後の期間に企業結合の進捗を評価する。

- (5) 取得後の期間における被取得企業(又は取得された事業)の収益及び(／又は)純損益の金額。
  - (6) 資産収益率の算定(return on asset calculation)が可能となるような、企業結合を含むセグメント資産の測定値。
7. IASB スタッフは、第5項(2)の追加の開示を行う方法について、次の点も検討している。
- (1) 定量的な開示と定性的な開示のいずれを要求すべきか
  - (2) 追加の開示を要求する期間(企業が開示を提供する期間を決定することとすべきか、基準書によって開示期間(最低3年等)を特定すべきか)

**(投資家の分析におけるのれんの帳簿価額の使用)**

8. CMAC 会議のアジェンダ・ペーパーの中で、IASB スタッフは、投資分析におけるのれんの帳簿価額の使用について、次のような分析を示していた。
- (1) 資本投資家は、彼らの意思決定時に貸借対照表ののれんの帳簿価額を基本的に無視している。
  - (2) これは、のれんの帳簿価額が企業の将来のキャッシュ・イン・フロー(純額)を生成する能力についてほとんど何も情報を提供しないためである可能性がある。
  - (3) しかしながら、投資家は使用資本利益率(ROCE)又は投下資本利益率(ROIC)を分析に利用する場合があります、当該指標にはのれんの帳簿価額が含まれる。
  - (4) 取得のれんは、資金生成単位内の既存の事業による未認識のヘッドルームによって覆い隠され得るため、企業結合が期待以下の業績であっても、減損テストの結果として必ずしも取得のれんの減損が認識されるものではない。
  - (5) このため、貸借対照表の取得のれんは、当初の取得のれんというよりもむしろ、自己創設のれんを表している場合がある。

**CMAC メンバー及び GPF メンバーからのフィードバックの要約**

**(CMAC メンバーからのフィードバック)**

9. 企業結合の実施年度における既存の開示要求の的を絞った改善について

- (1) IFRS 第3号「企業結合」の既存の開示に対して検討されている的を絞った改善は概ね支持された。
  - (2) 取得された負債及び年金債務の開示については支持された。
  - (3) シナジーに関する定量的な情報は、時期及びコストを含むことが特に重要である。
  - (4) 比較可能性を確保するために、取得前のプロフォーマ情報 (Pro-forma pre-acquisition information) が提供されるべきである。
10. 企業結合の事後の業績に関する情報がなぜ必要かについて
- (1) 多くのメンバーは、受託責任の目的で情報が必要であると述べたが、複数のメンバーが評価 (valuation) 目的でも情報が必要であると述べた。
  - (2) 複数のメンバーは、主要な企業結合にのみ情報が必要であると考えた。
  - (3) 報告されるセグメント情報では、企業結合の成否を評価するのに十分でない。
11. 企業結合の事後の業績に関する追加の開示について
- (1) 企業結合の事後の業績に関する追加の開示については、概ね支持された。
  - (2) IASB スタッフが選好する、経営者が定義する評価の基準を使用するアプローチが支持されたと感じられた。
  - (3) 事業が統合される場合、結合されたデータが依然として有用である可能性がある。
  - (4) 情報は定量的である必要があるが、提供されるべき期間については見解が分かれていた。
12. 投資家の分析におけるのれんの帳簿価額の使用について
- (1) 複数の利用者は、分析においてのれんを無視すると述べたが、他の複数の利用者は、のれんの帳簿価額が有用となる可能性を示唆した (例えば、オーガニックに成長する企業と企業結合を通じて成長する企業を区別する際において (ability to generate growth vs buying growth)、又は成功の指標として。)
  - (2) リテール投資家は、分析においてのれんの帳簿価額を調整していない可能性が高い。

(GPFメンバーからのフィードバック)

13. 企業結合の実施年度における既存の開示要求の的を絞った改善について

- (1) 概して、のれんに関連する定量的な情報の提供の実行可能性に関する懸念が示された。その理由として次が示された。
  - ① 取得価格は、定量的な手法だけでない多くの要因の影響を受ける。
  - ② 戦略的買収の場合、予想されるシナジーを定量化することは特に困難である。
  - ③ 取得に関する一部の情報は、商業的に機密なものがある。
- (2) 複数の作成者は、戦略的買収についてのみ追加の開示が必要とされることを提案した。

14. 企業結合の事後の業績に関する追加の開示について

- (1) 概して、企業結合の事後の業績に関する情報の提供の実行可能性についての懸念が示された。その理由として次が示された。
  - ① 取得の成功は、通常、定量的な要因又は会計的な数値を使用して管理されていない。
  - ② 事業の統合が行われる場合、企業結合の事後の業績をトラッキングすることは困難である。
  - ③ 管理は、取得年度における取得された事業に対する当初の期待ではなく、結合された事業に関する更新された目標に焦点が当てて行われる。
  - ④ ビジネス戦略は時間が経つにつれ変化する可能性があるため、取得日の戦略に対して管理者が責任を持ち続けることは意味がない可能性がある。
- (2) 定性的な情報及び統合戦略を提供することは可能であろう。
- (3) 企業結合の業績を検討するにあたって、のれんに過度に焦点を当てるべきではない。

以 上